平成２７年（フ）第８６４号
東京都八王子市犬目町490番地１第３橋本荘101号
債務者　山下　文夫
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月25日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第８６５号
東京都八王子市犬目町490番地１第３橋本荘101号
債務者　中屋利惠子
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月25日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第６２号
熊本県球磨郡あさぎり町免田東2684番地
債務者　大橋　宗裕
1　決定年月日時　平成27年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月26日午前11時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２７年（フ）第４２号
長崎県南島原市深江町丙654番地１　下田ハイツＢ棟
債務者　松本　亜由（旧姓岩永）
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月19日午前11時
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２７年（フ）第１６２号
長崎県佐世保市小佐世保町28番16号
債務者　島雄　英治
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月19日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第１６４号
長崎県佐世保市崎岡町971番地３　崎岡住宅Ａ棟304、前住所長崎県佐世保市広田１丁目５番14号　あざみハイツＢ201号
債務者　辻川香緒里（旧姓爲永）
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月19日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第１７１号
長崎県佐世保市瀬戸越１丁目1733番地
債務者　本村　征勝
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月19日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第１７２号
長崎県佐世保市江迎町田ノ元247番地13、前住所長崎県北松浦郡佐々町栗林免211番地１
債務者　橋川　雄紀
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月19日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第１１０１０号
東京都豊島区上池袋２丁目30―７
債務者　栗原　和子
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１０１５号
東京都中野区中野６丁目24―９―202
債務者　佐々木洋子
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１０２６号
東京都北区桐ケ丘２丁目７－Ｎ36―501
債務者　佐藤　巨龍
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１０３５号
東京都青梅市千ヶ瀬町３丁目490　青梅荘
債務者　吉田　昌三
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６４０号
静岡市清水区追分１丁目２番32号　コーポ飛島Ａ303
債務者　中島　　佑
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月２日午後２時15分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６５４号
静岡県島田市番生寺632番地
債務者　鈴木　栄子
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月２日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６３号
熊本県球磨郡球磨村大字神瀬丙94番地
債務者　土肥　美里
1　決定年月日時　平成27年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月４日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２７年（フ）第２３７号
釧路市新橋大通８丁目２番1205号　シャルム・サンライト1205号室
債務者　敦賀　一治
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月８日午前９時30分
釧路地方裁判所